



社会保険労務士 越智オフィス事務所便り

人事院調査結果にみる民間企業の勤務条件の最近の動向

◆調査の概要

人事院が、毎年民間企業に対して行う調査の 2012 年分の結果が、このほど公表されました。

(1) 労働時間の短縮制度、(2) 休暇の付与、(3) 業務災害および通勤災害に対する法定外給付制度の状況等について調査し、常勤の従業員数 50 名以上の企業 (6,852 社) から回答を得ました。

◆「三六協定」により延長できる労働時間数

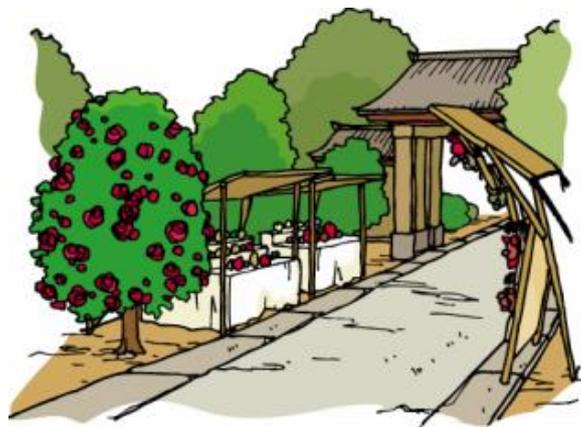
1 カ月単位で三六協定を締結している企業において、協定により延長できる労働時間数は、「45 時間」が 49.6%、「30 時間超 45 時間未満」が 31.9%でした。また、1 年間では「360 時間」が 53.7%、「300 時間以上 330 時間未満」が 26.5%でした。

特別条項付き三六協定を適用した場合の延長時間数については、1 カ月間の延長時間数を「60 時間超 80 時間以下」とする割合が 46.7%、「45 時間超 60 時間以下」が 22.4%、「80 時間超 100 時間以下」とする割合が 18.2%でした。また、1 年間の延長時間については、「720 時間超」が 33.2%、「660 時間超 720 時間以下」が 18.3%、「540 時間超 600 時間以下」が 13.2%でした。

◆休暇の付与の仕方

正社員の夏季休暇制度がある企業の割合は 60.9%で、このうち 58.4%の企業で有給としていました。夏季休暇制度がない企業の割合は 38.9%でした。

なお、有期雇用従業員について見ると、フルタイムの場合に正社員と同じ夏季休暇制度がある企業の割合は 50.0%で、1 週間当たりの労働時間数が正社員の 4 分の 3 以下の有期雇用従業員 (以下、「4 分の 3 以下の従業



員) では 40.8%でした。

年次有給休暇では、フルタイムでは 81.6%の企業が一定期間経過後から付与していましたが、4 分の 3 以下の従業員では 87.8%と、有期雇用従業員の間でも付与の仕方に違いが見られました。

◆業務災害および通勤災害に対する法定外給付制度

従業員が業務災害または通勤災害にあった場合に、労災保険による給付の他に独自給付を設けている企業の割合は、業務災害の場合、死亡で 56.3%、後遺障害で 50.0%、通勤災害の場合、死亡で 51.3%、後遺障害で 45.1%でした。

“朝活”はココまで進化！ 「エクストリーム出社」

◆話題の“進化型朝活”

皆さんは「エクストリーム出社」なる活動をご存じでしょうか。これは、最近マスコミ等でも取り上げられている、話題の“進化型朝活”です。

しばらく前から静かなブームとなっている“朝活”は、日々の仕事に追われる毎日の中で、時間

を作り出し有効活用するための方法として、始業前の朝の時間を、勉強や趣味などの活動に充てるというものです。

例えば、勉強会に参加したり、早朝ランをしたり、ヨガやジムに通ったり…といったものが一般的ですが、この「エクストリーム出社」は、よりアクティブな活動を行うものです。

◆サーフィンしてから出社!?

日本エクストリーム出社協会の定義によると、エクストリーム出社とは、「早朝から観光、海水浴、登山などのアクティビティをこなしたのち、定時までに出勤する」ことです。

サーフィンをしてから出勤する人もいるそうで、「朝からなんて過激な (extreme) …」とも思いますが、忙しい現代人を中心に、レジャーの常識を覆す新たな遊びとして、静かなブームとなっているのだそうです。

◆意外な効果も…

疲れて果てて仕事にならないのではないかという疑問も当然出てくるところですが、もちろん疲れはするものの、出勤してからもテンションが上がったままで元気で、退社する頃にどっと疲れが出て急に眠くなり、その流れで夜は早寝ができて翌日は早起きできるのだとか。

リフレッシュ効果もあり、仕事に対するモチベーションも上がるとのことですので、一度試してみるのもおもしろいかもしれません。

11月の税務と労務の手続 [提出先・納付先]

11日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合> [労働基準監督署]

15日

- 所得税の予定納税額の減額承認申請書の提出 [税務署]

12月2日

- 個人事業税の納付<第2期分> [郵便局または銀行]
- 所得税の予定納税額の納付<第2期分> [郵便局または銀行]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況報告 (雇用保険の被保険者でない場合) <雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]

～当事務所よりひと言～

やっと秋らしさを感じられる今日この頃ですが、皆様いかがお過ごしですか。

さて、先月号の事務所便りの最後にも触れました「ブラック企業」について、厚生労働省は実態把握のために実施した無料電話相談 (9月1日) の結果を発表しました。1,042件の相談があり、内容は、「残業代の不払い」が556件 (53.4%) で半数を占め、「長時間・過重労働」 (39.7%)、「パワハラ」 (15.6%) が続きました。

業種別では「製造業」 (20.4%) が最も多く、「商業」 (19.9%) が続き、相談者の年齢は30代が24.3%、20代が24.2%で、20～30代が約半数を占めています。

同省では、「相談内容を精査して労働基準法違反の疑いが強い企業については監督指導を実施していく」としています。

さらに、相談体制を強化するために、夜間・休日に受け付ける相談窓口の設置や法令等の周知、情報発信を行うとしています。

今やドラマでも扱われている「ブラック企業」への関心が若者を中心に高まっており、政府も対策を本格化させています。